



京都市はぐくみプラン＜2025-2029＞ （京都市子ども・若者総合計画）（案） に対する意見の募集について

【募集期間】 2024（令和6）年11月20日（水）～12月22日（日）

京都市では、子どもや若者を「社会の宝」として健やかで心豊かにはぐくむ社会を築くため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」を令和2年度に策定し、推進してきました。

しかしながら、少子化の進行や支援ニーズの増大・多様化など、子ども・若者やその家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、こども家庭庁の発足やこども基本法の制定、こども未来戦略やこども大綱の推進など、国の示す「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は加速化しており、本市としても国と一丸となって対応していく必要があります。

このような状況を踏まえ、結婚・出産・子育ての希望を持つ全ての人の想いを叶えるため、子ども・若者に加えて、子育て当事者や子育て支援者もまん中に据え、子育て・教育環境の充実や「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」をより一層推進するため、新たな総合計画として「京都市はぐくみプラン＜2025-2029＞（案）」をとりまとめました。

京都市の特色ある「こどもまんなか社会」を実現していくためにも、皆様からの意見を募集しますので、ご意見・ご要望をお寄せください。

【提出方法】

様式は自由ですが、最終ページのご意見記入欄を適宜お使いください。

＜持参・郵送＞

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階
京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課

＜FAX＞

075-251-2322

＜電子メール＞

kosodatesien@city.kyoto.lg.jp

＜ホームページURL＞

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hagukumi/0000333411.html>



SDGs未来都市
京都

SDGs : Sustainable Development Goals

2030年に向けて、世界が合意した「持続可能な開発目標」です。

京都市はSDGsの理念である「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています。

第Ⅰ部 計画の趣旨

1 計画の位置付け

- 子ども・若者に係る総合的な計画であり、次の各法定計画等に位置付けるとともに、教育分野の計画や大綱とも整合を図るものです。

法定計画	
市町村こども計画 (こども基本法)	市町村行動計画 (次世代育成支援対策推進法)
市町村子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法)	市町村自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)
市町村子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法)	市町村障害児福祉計画 (児童福祉法)
市町村計画 (子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)	市町村整備計画 (児童福祉法)
国の通知等に基づく内容	
成育医療等基本方針に基づく計画	社会的養育推進計画
その他、関連・連携する大綱や分野別計画など	
(京都市基本計画) ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく大綱 ・教育基本法に基づく計画	・京・地域福祉推進指針 ・京都市長寿すこやかプラン ・京都市人権文化推進計画 ・はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン など

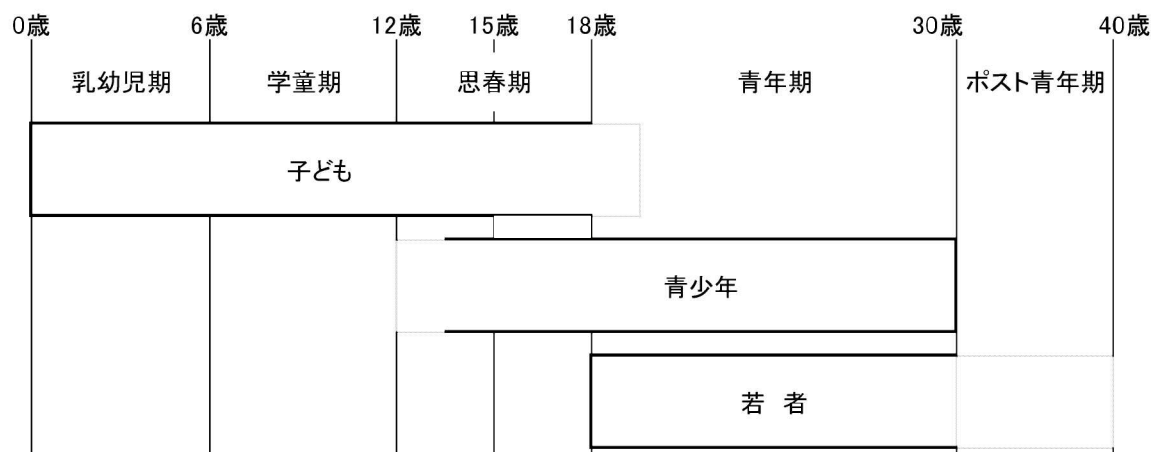
- なお、本計画においては用語を以下のとおり定義し、策定を予定しています。

※ ただし、各法令に基づく多数の法定計画等を取りまとめている関係上、定義どおりでない用語の使用となる場合や、年齢がより広い・狭い子ども・若者を対象とする施策である場合などがあります。

子ども：概ね乳幼児期、学童期及び思春期の方（0歳～概ね18歳）

青少年：学童期から青年期までの方（13歳～概ね30歳）

若者：思春期から青年期までの方。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の方も対象（18歳～40歳未満）



2 計画期間

令和7年度（2025年度） ～ 令和11年度（2029年度）

3 京都市の特色

京都ならではの市民力・地域力・文化力を礎とした「はぐくみ文化」

4 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状

- ・状況1 虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大・多様化
- ・状況2 子ども・若者の居場所の現状
- ・状況3 若者が抱える困りごとや想い
- ・状況4 少子化の進行・人口減少
- ・状況5 子育て・家庭生活に係る当事者の意識

5 策定の基本理念

誰一人取り残さず、全ての子ども・若者が、京都ならではの文化を感じながら、社会全体で愛され、見守られ育つとともに、将来への希望を持って社会参画し成長することで、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを実現します。

また、少子化の進行・人口減少などの喫緊の課題がある中、結婚・出産・子育ての希望を持つ全ての人の想いを叶えるため、子ども・若者に加えて、子育て当事者や子育て支援者もまんなかに据え、子育て・教育環境の充実や「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」をより一層推進し、市民第一主義の「選ばれるまち京都」を実現します。

6 目指すべきまちの姿

すべての子ども・若者・子育て家庭の最善の利益を「まんなか」に、
府市協調で「子育て・教育環境 日本一」を実現

「こどもまんなか」のまち・京都

⇒ これを通じ、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の理念「誰一人取り残さない」を具現化するとともに、あらゆる危機を乗り越えて将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス」のある社会も実現していきます。

※ 目指すべきまちの姿の実現にあたって重視する視点

- ・「子ども」と「若者」の多様な居場所が保障され、その思いや意見を気軽に発信できる。
- ・「子ども」が、安心できる環境での様々な体験を通じた育ちが保障される。
- ・「若者」が、多様な可能性のもと、希望をもって自らの未来を切り拓ける。
- ・「子育て当事者」が、その尊い役割を社会全体から応援され、安心して子育てできる。
- ・身近な地域を含めた「社会全体」で、全ての人が幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる。

第Ⅱ部 具体的方策

第1章 今プランにおける重要事項（論点）

1 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり

こどもまんなか社会とは、「全ての子ども・若者が、自身が置かれている環境に関係なく、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかな成長と生活ができる社会」のことです。

こどもまんなか社会の実現には、子ども・若者施策の充実はもちろんですが、子育て当事者や子育て施策・サービスの担い手、当事者となろうとする人など、全ての関係者が、気兼ねなく利用できる支援制度や、社会全体で支えられる環境を充実させていく必要があります。

少子化や人口減少問題など、全国的な課題への対応とともに、京都に住みたい、住んでよかったと思っていただける風土づくりを進めていきます。

【取組の方向性】

- ◇ 子ども・若者に関係する経済的負担の更なる軽減を推進します。
- ◇ 住宅、学校、職場、子育てなどの様々な場面において、施設や設備といったハード面とサービスといったソフト面の両面から、全庁横断的に子ども・若者や子育て当事者を支えていきます。
- ◇ 「こどもまんなか社会」・「選ばれるまち京都」の実現に向け、オール京都の体制で、社会全体の機運・意識を醸成していきます。

【具体的な施策】

(1) 経済的負担の更なる軽減への取組

2人目以降の保育料無償化、子ども医療費助成制度の充実 など

(2) 子育てにやさしいまちづくり

・ 住宅の支援

若年・子育て世帯の定住・移住の促進

（京都安心すまい応援金、「こと×こと」（若者・子育て応援住宅）） など

・ 多様な遊び場の拡充

こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトの推進、

全天候型の遊び場の確保に向けた検討 など

・ 子ども・若者が安心して集える環境づくり

西京極総合運動公園の再整備事業、民間保育所等の老朽化対策をはじめとした施設整備 など

・ 社会全体であたたかく見守り支え合う機運の醸成

京都はぐくみ憲章の啓発・実践推進、京都はぐくみネットワークをはじめとした地域や関係機関による子育て応援に資する情報発信、オール京都の推進体制による子育て当事者を見守り支え合う機運の醸成 など

(3) 教育環境の充実

中学3年生での30人学級などの少人数教育 など

(4) 子育て・教育に関する情報発信の充実

子育て支援ポータルサイト「はぐくーも KYOTO」や「京都はぐくみアプリ by 母子モ」などによる、子育て支援施策やイベント情報など、情報発信の充実

2 子ども・若者の意見反映

令和5年4月、こども基本法が制定され、子ども・若者の政策を策定・実施などをするにあたっては、その意見を幅広く聴取し、反映させることが各自治体に義務付けられました。

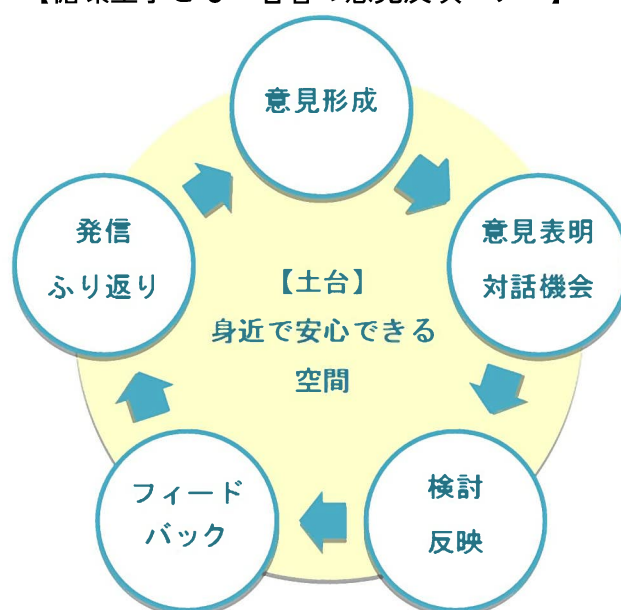
本市においても日々の運営の中における生の声の聞き取りなど、事業個別では意見の聴取を行ってききましたが、本市市政や施策に関して、子ども・若者からより幅広く意見を聴き、反映していく仕組みづくりが重要です。

まずは、子ども・若者が自由に意見を発信できる豊かな土壌の醸成を目指し、発信された意見などの反映プロセスを透明化しつつ、あらゆる手段・ツールを活用しながら、意見の聴取とその反映に取り組んでいきます。

【取組の方向性】

- ◇ まずは、子ども・若者が意見を発信しやすい環境づくりに取り組みます。
- ◇ プラン策定以降も、子ども・若者から継続的に意見を聴き、施策に反映できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

【循環型子ども・若者の意見反映モデル】



資料：ユースカウンスル京都 若者等への意見聴取報告書～次期「京都市はぐくみプラン」策定に向けて

【具体的な施策】

- ・ 児童館をはじめとする関連施設と連携した、子どもからの意見聴取プロセスの検討
- ・ ユースカウンスル京都等の若者団体と連携した、若者からの意見聴取プロセスの検討
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 子ども・若者向けパブリックコメントの手法検討と実施
- ・ 子育て支援者等の研修における「聴く側」の意識醸成

3 「居場所」と「出番」

令和5年12月、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、その中において、子ども・若者の居場所とは以下のとおりとされています。

- ① 子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、子ども・若者の居場所となり得ること
 - ② その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、子ども・若者本人が決めること
- 本市においても、子ども・若者の視点に立ち、その声を聴きながら、安心・安全で、地域の特性が活きる、各々のライフステージに応じた切れ目ない「こどもまんなか」の居場所と出番づくりをさらに推進していきます。

【取組の方向性】

- ◇ 今まで本市が取り組んできた居場所づくりでつくってきた居場所は、指針を踏まえ、改めて子ども・若者の意見を聴きながら運営を行っていきます。
- ◇ 地域の施設・資源の活用や、関係機関・団体同士の連携により、子ども・若者の居場所について充実させていきます。

【具体的な施策】

- ・ 学童クラブ事業や放課後まなび教室による、安心・安全な放課後の居場所の充実と出番づくり
- ・ 児童館や青少年活動センター等による、子ども・若者の居場所と出番づくり
- ・ 子ども食堂など、自主的な子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 学校施設、図書館など地域資源を活かした子ども・若者の居場所と出番づくり

<コラム 居場所と出番について>

皆さんには、「ここが居場所だ」と思う場所や人、時間はありますか？

居場所は、人それぞれによってその場所への思いや考え方が違います。

◆ 「そこにいただけでいい」「なにもしなくていい」と思えるような心地の良さ

◆ 「やりたいことができる」「やってみたいことを後押ししてくれる」など、

活躍できる機会や場（＝出番づくり）

◆ 「悩みを聞いてくれる」「寄り添ってくれる人がいる」といった相談ができる

など

京都市には、そういった場所や人との出会いになるよう、児童館や青少年活動センターはもちろん、地域の方々や団体が運営されているこども食堂などがあります。そのほかにも、例えばひきこもり・不登校などの悩みを抱えているときの相談窓口もあります。

今後とも、子ども・若者のみなさんが「居場所」だと思えるような居場所づくりを行っていきます。また、その居場所が、出番につながったり、一人ひとりの思いに寄り添い、共に考えたり、あるいは相談しやすかったりするものとなるよう取り組んでいきます。

4 子どもの育ち

令和5年12月、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定され、その中ではじめの100か月までの子どもの育ちには、以下の「安心」と「挑戦」の繰り返しが重要とされています。

- ① 子どもが不安な時などに、身近な大人がその気持ちを受け止め、子どもへ寄り添うことで「安心」の土台となる「アタッチメント（愛着）」を形成
- ② 「安心」の中で多様な子ども・大人や、モノ・自然などの環境との出会いなどでの豊かな「遊びと体験」を通じた「挑戦」

これを踏まえ、本市では、保育の質の充実に引き続き重点的に取り組むとともに、子育て当事者や保育者、子育て支援者などが、100か月以降の子どもを含めたその育ちに寄り添うことのできる環境を実現していきます。

また、「京都ならではの」多様な「遊びと体験」を通じた豊かな育ちが保障される社会の実現を目指します。

【取組の方向性】

- ◇ 「こどもまんなか」の視点を加え、本市独自での保育士加配など、引き続き幼児教育・保育の質の向上や、未就園児を含めたすべての乳幼児の子育て支援に取り組み、子どもの育ちに寄り添うことのできる環境を公・民が一体となって実現していきます※。

＜市営保育所の今後の役割について＞

子どもの健全な心身の発達を図るため、引き続き、公・民が一体となって、次の考えに基づき、本市の保育の質の向上及び地域の子育て支援の更なる充実を図っていきます。

- ◇ 今後、公として果たすべき役割については、多様化する保育ニーズに対応していくため、時代の状況に応じた取組を直営の保育現場で実践することで、知見等を行政が自ら蓄積し、それらを本市の保育施策に還元するとともに、災害等予期することができない突発的な事象への対応など、行政の保育所として本市の保育環境を支えていきます。

なお、公としての役割を踏まえつつ、その配置については、今後、少子化が進行するなかであって、子どもの乳幼児期の成長発達において重要となる集団での活動を経験する機会の確保等の観点を含め、引き続き検討していきます。

- ◇ 保育施策の企画・立案や実践、民間保育施設への支援・助言等を行うため、市営保育所での実地経験の積み重ねや保育所外での職務経験等を通して、保育の専門性及び行政スキルを備えた保育士等を本市職員として育成し、本市の保育行政に寄与していきます。



- ◇ また、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援に取り組んでいきます。
- ◇ さらに、子どものうちから文化芸術や伝統産業などに触れられるといった、本市ならではの強みを活かした「遊びと体験」の機会拡大と、内容の深化・充実を検討し、取り組んでいきます。

【具体的な施策】

(1) 幼児教育・保育の質の向上

- ・ 質の高い幼児教育・保育を提供するため、国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上
- ・ 円滑な幼保小連携・接続の推進
- ・ こども誰でも通園制度の実施
- ・ 「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業の推進 など

(2) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室（こども家庭センター）の専門性を活かした親子アタッチメント形成への支援
- ・ 医療機関や地域等との連携による妊娠前からの切れ目ない支援の推進
- ・ 乳幼児健康診査や訪問・面談などの機会を活かした伴走型の支援の推進 など

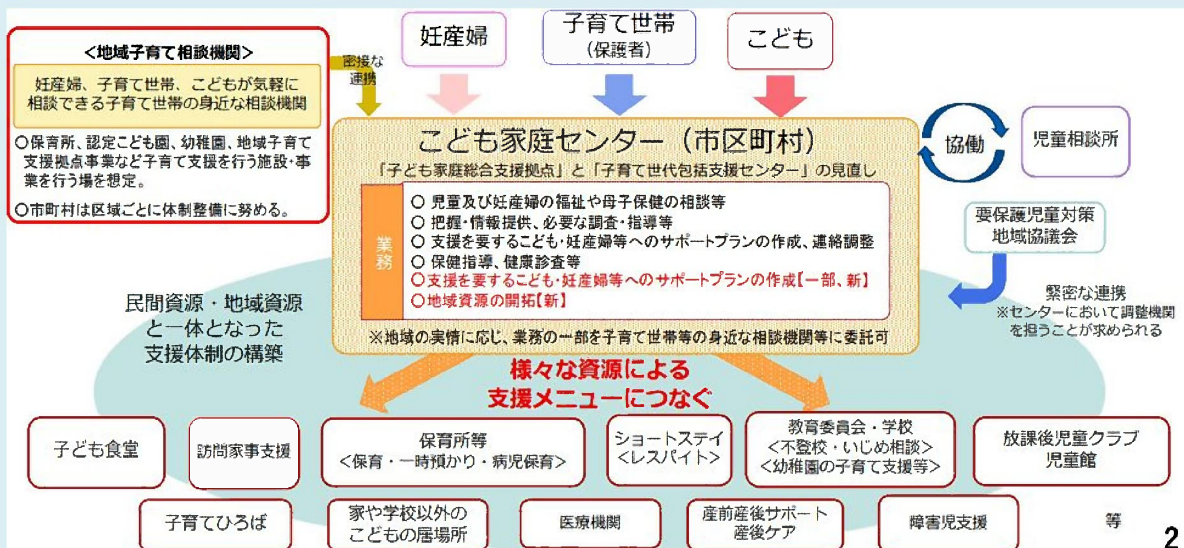
(3) 「京都ならではの」様々な「遊びと体験」

- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出（全小学校での茶道・全中学校での華道体験）
- ・ 「ようこそアーティスト」「ようこそ和の空間」の各事業などによる、子どもたちが文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 「京の「匠」ふれあい事業」による、伝統産業の制作体験機会の創出
- ・ 広報紙及びウェブサイト「あつまれ！京わくわくのトビラ」による子ども・親子向け体験イベント情報の発信
- ・ 「KYOTO ARTBOX for KIDS」による子ども向けアート情報の発信 など

<コラム こども家庭センターとは>

令和6年4月に改正児童福祉法が施行され、市町村は「全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する」機関である「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

これを受け、京都市では、令和6年4月に各区役所・支所子どもはぐくみ室を「こども家庭センター」として位置づけ、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を実施しています。



5 多様な支援ニーズへの対応

全国的に、貧困家庭や障害、児童虐待、ヤングケアラーなど、支援ニーズや抱える課題は複雑化・複合化し、グラデーション状に広がっています。

そうしたニーズや課題に対応するためには、このプランだけではなく、地域共生社会の実現を目指す「京・地域福祉推進指針」や「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」など、関連する分野別計画との連携が不可欠です。

前プランから推進してきた取組を継続しつつ、関係する分野別計画と連携しながら、地域の中で支え合う取組が生まれやすい環境づくりと、緩やかなつながりによって見守るセーフティーネットの強化を図るとともに、行政・支援機関等が包括的に受け止め、連携・支援する体制を強化していきます。

【取組の方向性】

- ◇ 関連する分野別計画と連携しながら、複雑化・複合化する課題に対応していきます。
- ◇ 特性や状況に応じて、全ての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるような支援体制の充実など、切れ目のない支援を推進します。
- ◇ 区役所・支所子どもはぐくみ室や児童福祉センターを中心に、国・府の関係機関や児童福祉施設等、学校とも連携し、見逃しや遅れのない対応と早期発見・包括的な支援を提供する体制の整備を進めていきます。

【具体的な施策】

(1) 複雑化・複合化する課題への対応

- ・ 継続的な支援を必要とする家庭への支援
- ・ 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実
- ・ ヤングケアラーの実態把握と支援
潜在的なヤングケアラーの把握、就学支援、学校での配慮 など
- ・ ひとり親家庭の負担軽減のための支援
学習支援、就労支援、貸付金の実施 など
- ・ 社会的養育の推進
里親等委託の推進、特定妊婦等への支援の強化 など

(2) 行政・支援機関などと連携した包括的な支援体制の整備

- ・ ヤングケアラーの把握・支援の連携推進
各区役所・支所子どもはぐくみ室と学校関係機関との連携強化
- ・ 児童虐待防止対策の推進
各区役所・支所子どもはぐくみ室及び児童福祉センターを中心とした個別支援の強化
- ・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの推進（障害児福祉分野施策との連携）
- ・ 京・地域福祉推進指針の推進（重層的支援体制整備事業など、福祉分野施策との連携）

第2章 施策の体系

主な取組	
1	ライフステージを通じた施策
(1)	子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
ア	社会全体での認識共有
	市民や企業・団体など社会に向けた、児童虐待などの各種啓発事業と人権教育・啓発の推進
	自立し、よりよく生きるための基盤を養う道徳教育や自然体験などを通じた、乳幼児期から豊かな人間性や社会性をはぐくむ取組
	子ども・若者が気軽に利用できる相談窓口等の整備・周知 など
イ	子ども・若者の社会参画促進や意見反映の機会充実
	市政や施策等に対するパブリックコメントなどによる子ども・若者の幅広い意見聴取とその反映
	京都市はぐくみ推進審議会といった、施策に関する議論の場等への参加促進を図るなどにより、若者の社会参画の機会を拡充 など
(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	「京都ならではの」の文化芸術や伝統芸能、伝統産業など、本市の特色を活かした多様な体験機会の創出
	若者の地域交流事業など、市民・地域で企画・実施される多様なジャンルの取組の実施やその取組の周知広報
	アントレプレナーシップ（起業家）教育やグローバルリーダー育成研修等、多様化する社会での活躍に資する教育の推進
	外国籍の子ども・若者への支援や、多様な性のあり方などの周知啓発 など
(3)	特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
ア	貧困家庭の子ども・若者への支援
	就学援助制度や児童扶養手当など、経済的困難を抱える子ども・若者やその家庭に対する経済的な支援
	子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりを通じた、より多くの地域における「気づきの窓口」の展開と支援と見守り活動の推進
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、区役所・支所子どもはぐくみ室などによる一体的な相談支援と自立相談支援 など
イ	障害のある子ども・若者への支援
	関係機関との連携による発達の遅れや特性のある子の早期発見や早期支援
	重症心身障害児・医療的ケア児等、様々な特性や状況に応じた支援の仕組みや体制の充実
	児童発達支援センターを中核とした相談、支援、連携体制の強化

主な取組	
	障害の状態及び発達の過程・特性に応じた合理的配慮の提供や、子育て支援と障害児支援の双方向から緊密に連携した支援が行われるような地域社会へのインクルージョンの推進
	インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育の実施 など
	ウ 児童虐待対策・社会的養育の推進
	区役所・支所子どもはぐくみ室による、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対するより一層の一体的な相談支援の推進
	子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実
	児童相談所が関わる子どもへの意見聴取及び「子どもの権利ノート」の活用等をはじめとした意見表明支援による子どもの権利擁護に係る環境整備の推進（意見聴取、フィードバックなど）
	「ＣＯＣＯ・てらす」をはじめとした児童福祉センターの環境改善と児童虐待対応や相談支援の推進
	里親・ファミリーホームへの支援の推進や、乳児院・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換などの推進
	望まない妊娠、思わぬ妊娠をした方が一人で悩まず早めに相談できるよう、SNS等で相談ができることの周知啓発、利用の推進 など
	エ ヤングケアラーへの支援
	「ヤングケアラー」の社会的認知度向上のため、ポスター掲出をはじめとした周知啓発の実施
	多様な関係機関が情報共有・連携できるよう、関係機関向け研修会の実施
	訪問支援モデル事業の実施結果を踏まえた、多分野・多機関協働による連携支援の推進 など
	オ ひとり親家庭支援
	児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの支給をはじめとした、経済的支援の実施
	ショートステイ・トワイライトステイや日常生活支援事業などによる、日々の子育てなどの負担軽減
	ひとり親家庭等就業・自立支援事業や市営住宅への優先入居などによる、ひとり親家庭が置かれる困難な状況への支援 など
	(4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
	全小中学校における一人一台端末を用いた心の健康観察システムの導入検討や、多様な相談窓口の充実など、自殺対策への取組を推進
	情報モラル教室や非行防止教室、プレコンセプションケアなど、義務教育段階からの各種犯罪被害を防止する教育の実施と周知啓発
	親子のための相談 LINE や保護者学習会などによる家庭環境からの抑止力強化
	こども家庭庁主導での日本版 DBS 導入などへの協力や情報提供 など

主な取組	
2 ライフステージに応じた施策	
(1) 妊娠前から支える、安心して妊娠・出産できる環境づくりと切れ目のない保健・医療の提供	
ア 安心して妊娠・出産できる支援の充実と体制強化	区役所・支所子どもはぐくみ室による、切れ目のない寄り添った相談支援
	伴走型相談支援における妊婦相談事業や妊産婦健康診査受診券の交付により、妊婦等の心身のケア及び出産に向けた支援の推進
	乳幼児健康診査や3歳児健康診査での屈折検査、新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査など、子どもの疾病・障害の早期発見や早期治療・療育につなげる取組の推進
	産後ケアや新生児訪問指導を通して、母親の心身のケアや育児サポート、子どもの発育フォロー等の実施
	子ども医療費支給制度の推進・拡充による支援
	乳幼児健康診査や親子の健康づくり講座等を通じた、保育、栄養、歯科、心理発達面等への多角的な相談支援と、地域父母間の交流促進及び育児不安の軽減
	など
イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり	「京都ならではの」の伝統文化や芸術などに触れられる機会提供と充実
	「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業や、児童館・乳幼児親子のつどいの広場、こどもみらい館といった子育て支援拠点などにおける、親子の居場所づくりと子育ての各種相談といった子育て支援や幼児・保護者同士の交流の場・機会の提供
	公園や子どもの遊び場などの整備と維持管理の充実
(2) 幼児教育・保育	ア 幼児教育・保育の体制確保と質の向上
	質の高い幼児教育・保育を提供するため、国基準を上回る職員配置や保育士等の処遇改善の維持・向上
	キャリアアップ研修をはじめとした保育士等への研修の実施
	認可外保育施設への指導・助言や給食関係者への研修会実施・巡回など、安心・安全な保育環境等の提供
	就学前施設等と小学校との、子ども・児童や教職員・保育士等の交流促進などによる円滑な幼保小連携の推進
	民間保育所等の老朽化対策
	など
イ 多様な幼児教育・保育の提供	こども誰でも通園制度の実施
	病児・病後児保育の安定的な運用
	医療的ケア児保育支援事業の実施などによる、困難を抱える子どもの受入れ支援

主な取組	
	食物アレルギーや宗教上の配慮など、子どもの状況に応じたきめ細かな給食提供 保育園等での給食の提供や食育の取組に関する研修・施設巡回等による支援の 実施 など
(3)	子どもの教育環境 ア 子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力をはぐくむ 教育の推進 全市立学校における茶道・華道体験の機会創出などをはじめとした、 「京都ならではの」の伝統文化・伝統産業などの教育の推進 インクルーシブ教育の理念に基づく特別支援教育の充実など、一人一人のニーズ に応じた教育の推進 本市学校教育の情報化に向け、目指す姿や取組の道筋を示す指針である 「KYOTO×教育 DX ビジョン」の下、子どもたちが学びの当事者として主体的に 自分らしい学びを実現し、多様な他者と協働して課題解決に取り組む資質を 育めるよう、一人一台端末環境を効果的に活用した「個別最適な学び」と 「協働的な学び」の一体的な充実を図り、同ビジョンに掲げる姿を実現するた めの取組の推進 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方見直しによる、スポーツ・文化芸術活動 の環境整備 など イ 安心・安全な教育環境の確保 京都市学校施設マネジメント計画に基づく、学校施設の安全確保、長寿命化改修 や防災機能強化 「京都市いじめ防止等に関する条例」などに基づく取組の推進をはじめとした、 いじめの防止に向けた学校づくりの推進 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による、いじめや 不登校などの相談・支援 校内サポートルームの整備と子ども支援コーディネーターの配置による、 不登校児童生徒などへの支援 など ウ 成年を迎える若者への情報提供と教育 消費生活総合センターを中心とした、消費者教育（租税や金融経済含む）の実施 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業など、社会的・職業的自立に向けた 学習活動の実施 子ども議場見学など、将来の主権者としての意識をはぐくむ取組の実施 など
(4)	多様な居場所づくりとからだ・こころのケア ア 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり 児童館等での学童クラブ事業や全市立小学校での放課後まなび教室など、 子どもの安心・安全で質の高い放課後の居場所の提供 児童館事業や児童館等の老朽化対策、青少年活動センターでの各種事業など による、子ども・若者が安心して過ごせる居場所の提供

主な取組		
		地域資源である子ども食堂等の居場所づくりに対する支援
		児童館などでの中高生世代と乳幼児との交流活動や学習支援事業など、居場所における多様な体験機会の確保
		京都市の事業や施設におけるボランティア活動の促進など、居場所と地域が連携した取組の推進 など
	イ	相談体制の充実と保健・医療の提供
		中学校・高等学校等でのプレコンセプションケア（将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと）の実施
		性に関する教育や、性感染症予防・検査に関する窓口・電話等での相談受付
		子ども・若者総合相談窓口などによる、子ども・若者が抱える様々な悩みや相談への対応と関係機関等によるネットワークの構築
		思春期を迎える子どもたちに、将来に向けたライフデザインの検討機会の提供
		休日夜間、平日準夜帯における医療体制の確保 など
	(5) 若者の自己成長と社会参画	
	ア	多様なライフデザイン形成への支援
		青少年活動センターを中心とした、若者へのキャリア形成支援
		「よりそい・つなぐ」相談窓口や子ども・若者総合相談窓口など、困難を抱える若者に寄り添った相談・支援
		地域若者サポートステーションや京都市わかもの就職支援センターなどを通じた、地域企業への就職支援
		京都府のきょうと婚活応援センターによる結婚支援での連携など、結婚を希望する方への支援
		経済団体に対して、多様な働き手の成長と活躍を支援するため、職場環境の整備、能力開発支援などの活用を要請 など
	イ	若者が持つ多様な力を活かした社会づくり
		青少年活動センターなどによる、若者のボランティア活動や地域活動の促進
		東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス（HAPS）などによる、若手アーティストへの支援
		審議会等への青少年の更なる参加促進による、社会参画の機会提供 など

主な取組	
3 子育て当事者を支える施策	
(1) 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり	
ア 子ども・若者を支える地域のネットワークづくり	「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
	学校運営協議会や京都はぐくみネットワークなどによる、地域に根差した活動の一層の推進
	京都市はぐくみ未来応援事業など、寄附を通じた民間活力による子ども・若者の未来への支援 など
	イ こどもまんなかまちづくり
	洛西“SAIKO”プロジェクト、meetus 山科-醍醐など、特定地域の重点的な「こどもまんなかまちづくり」の推進
	若者・子育て応援住宅など、若年・子育て世帯の定住・移住の促進
	西京極総合運動公園の再整備などをはじめとした、公園の整備や維持管理の充実 など
	ウ 「こどもまんなか社会」の実現に向けた担い手の育成・確保
	保育士や幼稚園教諭、児童館職員など、子育て支援へ携わる施設職員への資質向上を目的とした研修等の実施
	新規の資格取得者の確保や再就職支援を目的としたイベント・研修、教員等の処遇改善など、担い手の確保に関する取組の実施
	地域における福祉教育やボランティア学習推進事業などによる、担い手となろうとする子ども・若者の育成 など
	熱意溢れる教員希望者のチャレンジを促す教員採用試験の実施や、教職に就く際の不安軽減を目的とした「教職スタートパッケージ」の創設 など
	エ 機運醸成と情報発信
	子育て支援ポータルサイト「はぐくーも KYOTO」や「京都はぐくみアプリ by 母子モ」などによる、子育て支援施策やイベント情報などの情報発信の充実
	園庭開放や市営地下鉄へのベビーケアルームの設置など、子育てを応援する取組の実施
	「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」など、オール京都の推進体制による子育て当事者を見守り支え合う機運の醸成 など
(2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
	児童手当や支援を必要とする世帯への国による給付や、市立小・中学校への就学時における学用品費や給食費等の援助など、経済的支援の実施
	子ども医療費支給制度や第2子以降保育料の無償化など、経済的負担の更なる軽減
	国に対して、給食制度の自治体格差が生じないよう、国財源による学校給食費の無償化について要望 など

主な取組	
(3) 地域子育て支援と家庭教育支援	お祝いレターの提供やすく子育て応援事業による地域とのつながりを活かした情報提供
	「京・地域福祉推進指針」や「第9期京都市民長寿すこやかプラン」と連携した、地域での包括的な支援体制整備の推進
	乳幼児親子のつどいの広場や家庭教育講座などをはじめとした、子育て当事者の交流などの場の提供
	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進 など
	(4) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進
	京都市男女共同参画計画や京都女性活躍応援計画など、性別にかかわらず活躍できる社会の実現を目指す各分野別計画の推進
	家事・育児参画講座の実施等を通じた、男性の家事・育児の参画推進
	仕事と子育ての両立に取り組む企業等の先進事例等の収集及び波及・浸透
	地域企業や学校、保育園、認定こども園、幼稚園など関係機関をはじめとした、各施設などにおける働き方改革の推進 など

第１章 総則

第１条

この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第２条

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２ この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てを伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

第３条

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が保障されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

第４条

国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども政策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第５条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第６条

事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

第７条

国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第1章 総則

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条

前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



京都市は国連が定めるSDGs(持続可能な開発目標)の理念である「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています

「京都市はぐくみプラン＜2025-2029＞（案）」に対する御意見記入欄

（募集期間：2024（令和6）年11月20日（水）～12月22日（日））

第Ⅰ部 計画の趣旨（P1、P2）

第Ⅱ部 具体的方策（P3～P15）

第1章 今プランにおける重要事項（論点）（P3～P8）

対象となる項目 ☐ 論点1 ☐ 論点2 ☐ 論点3 ☐ 論点4 ☐ 論点5

第2章 施策の体系（P9～P15）

対象となる項目 （ ）

その他（計画全般について）

御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えない範囲で以下の該当する項目に「○」をご記入ください。

- ①お住まいの地域 【市内】 【市外】 ※市内在住の方はお住まいの区についてもご記入ください。
- ②年齢
- ③職業等

< 持参・郵送 > 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

< F A X > 075-251-2322 <電子メール> kosodatesien@city.kyoto.lg.jp

<ホームページ> <https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hagukumi/0000333411.html>



発行：京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
2024（令和6）年11月発行 京都市印刷物第063103号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！